

# 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業実施要綱

平成12年9月12日制定

改正	平成14年11月1日	平成17年4月1日
	平成18年7月6日	平成21年5月29日
	平成25年6月11日	平成28年3月9日
	平成29年6月9日	平成30年4月23日
	令和7年12月2日	

## (目的)

第1条 この要綱は、障害者施策によりホームヘルプサービス事業を利用していた介護保険制度の適用を受ける低所得の障害者に対し、利用者負担の軽減措置を講ずることにより訪問介護若しくは夜間対応型訪問介護又は第1号訪問事業のうち地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）（以下「訪問介護等」という。）のサービスの継続的な利用の促進を図ることを目的とする。

## (実施主体)

第2条 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業（以下「事業」という。）の実施主体は、高知市とする。

## (対象者)

第3条 事業の対象者は、法第19条に規定する要介護認定若しくは要支援認定を受けている者又は介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の4第2号に該当する被保険者（以下「要介護等被保険者」という。）であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として定率負担額が0円となっている者
- (2) 平成18年4月1日以降に次のいずれかに該当することとなった者
  - ア 65歳に到達する1年前から65歳に到達するまでの間に障害者施策による身体障害者ホームヘルプサービス、知的障害者ホームヘルプサービス又は難病患者等ホームヘルプサービス（居宅介護のうち身体介護及び家事援助を行うものに限る。）を利用していた者であって、65歳に到達したことにより、法第9条第1号に規定する第1号被保険者となったもの
  - イ 特定疾病によって生じた身体上又は精神上的の障害が原因で、法に規定する要介護又は要支援の状態となった40歳から64歳までの者
- 2 前項第1号に規定する境界層該当の確認等は、毎年8月に行うものとする。
- 3 前項の規定による確認等により、事業の対象外となった者は、翌年度以降も事業の対象とはしないものとする。

## (申請及び認定等)

第4条 訪問介護等利用者負担額の減額に係る認定を受けようとする要介護等被保険者は、別に定める訪問介護等利用者負担額減額申請書を市長に毎年提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請があったときは、速やかにこれを審査するとともに、認定の可否を決定し、別に定める訪問介護等利用者負担額減額決定通知書により当該申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により認定を行ったときは、別に定める訪問介護等利用者負担額減額認定証（以下「認定証」という。）を、当該認定を行った要介護等被保険者に有効期限を定めて交付するものとする。

## (減額措置)

第5条 前条第2項に規定する認定により訪問介護等サービスを利用しようとする要介護等被保険者は、認定証を訪問介護等を行う事業者に提示することにより、訪問介護等利用者負担額の減額を受けることができるもの

とする。

- 2 前項の場合において、訪問介護等利用者負担額から減額する額は、当該訪問介護等利用者負担額に相当する額とする。

(訪問介護等利用者負担額の減額に関する特例)

第6条 市長は、認定証を訪問介護等を行う事業者に提示しなかったことにより訪問介護等利用者負担額が減額されなかった要介護等被保険者について、当該認定証を提示しなかったことがやむを得ないと認められるときは、当該認定証を提示したとしたならば当該要介護等被保険者が受けることとなる前条第1項に規定する減額措置により減額された後の訪問介護等利用者負担額との差額を支給することができる。

- 2 前項の訪問介護等利用者負担額の減額に関する特例の適用による差額の支給を受けようとする要介護等被保険者は、別に定める訪問介護等利用者負担額減額差額支給申請書を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の申請があったときは、速やかにこれを審査するとともに、支給の可否を決定し、別に定める訪問介護等利用者負担額減額差額支給決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年9月12日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月6日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年5月29日から施行し、改正後の障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業実施要綱の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年6月11日から施行し、この要綱による改正後の障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業実施要綱の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年3月9日から施行し、この要綱による改正後の障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業実施要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月23日から施行し、この要綱による改正後の障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業実施要綱の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年12月2日から施行する。

(特例)

- 2 この要綱は、この要綱の施行の日前に施行された本則各号(第7号除く。)に掲げる要綱の一部を改正する要綱についても適用する。